

裁判書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○

処分庁 生駒市長 小紫 雅史

審査請求人が、令和 6 年 9 月 19 日付けで提起した処分庁による保有個人情報部分開示決定処分の取消しを求める審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

事件の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が生駒市長（以下「市長」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に基づき「令和○年○月○日開催分のうち、審査請求人に係る生駒市予防接種健康被害調査委員会議事録」（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求したところ、市長がその一部を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち不開示とした部分を取消し、開示することを求めるものである。

2 前提事実等

（1）個人情報保護法

個人情報保護法第 78 条第 1 項は柱書で「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、第 6 号で「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と定め、第 7 号は柱書で「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定め、ホで「調査研究に係る事務に関し、その公平かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」を掲げている。

(2) 市長が不開示とした情報

本件処分において市長が不開示とした情報は、令和〇年〇月〇日に開催された、審査請求人に係る生駒市予防接種健康被害調査委員会議事録に記録されている委員の発言の一部である。

(3) 市長が不開示とした理由

個人情報保護法第78条第1項第6号及び第7号ホに定める不開示情報に該当するため。

審査関係人の主張要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 生駒市の他の者に係る生駒市健康被害被害調査委員会議事録や、厚生労働省および奈良県内や近隣の他市町村の議事録はきちんと開示されており、部分開示の場合であっても委員名のみが不開示となっている。
- (2) 議事録の内容は審査請求人の個人情報であり、命に関わることであり、この情報公開制度が適正に運用されているとは思えない。

2 市長の主張

審査請求人は、厚生労働省の審議会の議事録はきちんと開示されていると主張するが、開示請求した者が厚生労働省の審議会委員に対して直接意見等を求めることは非常に困難であるのに対し、生駒市予防接種健康被害調査委員会については、既に（審査請求人に対して）委員名簿を開示しているため、市内において開業されていたり市内近隣に勤務されている委員に対して、調査内容に疑念を抱き、委員の所属機関に直接出向いたり、電話等で説明を求めたりすることで、委員の日常業務や私生活に支障をきたし、今後の委員選出にも影響を及ぼすおそれがある。さらに委員自身が圧力や干渉を避けるため、率直な意見を述べることを控え、その結果正常な審議がされなくなるなど、委員会における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、昨今はSNS等の普及により、インターネット上にすでに情報開示された内容を公開する事例が見受けられ、情報発信者の主観とともに流布される可能性が高くなっており、委員の所属機関等への誹謗中傷や不当な圧力が加えられる可能性が非常に高い。

したがって、本件処分が不開示とした情報は個人情報保護法第78条第1項第6号および第7号ホに定める不開示情報に当たる。

決定の理由

1 本件処分について

- (1) 審査請求人が厚生労働大臣に対してした予防接種健康被害救済給付請求に係る疾病・障害認定審査会の感染症予防接種審査分科会（以下「本件厚生労働省分科会」という。）の構成員は11名であるのに対し、生駒市予防接種健康被害調査委員会は5名の委員で構成されている。
- (2) 生駒市予防接種健康被害調査委員会の発言につき、その委員名とともに調査・審議過程における発言の内容をも開示した場合、委員が、開示を受けた者から、受忍限度を超える不満や抗議等の声を受けたりSNS等を介して誹謗中傷にさらされることを危惧し、率直な発言を躊躇し、その結果、適切な調査・審議ができなくなるおそれがある。本件厚生労働省分科会の議事録でも、各委員の発言につきその委員名が不開示とされているのは、その趣旨に出でたものと解される。
- (3) 厚生労働省分科会については、各委員の発言につきその委員名を不開示とした場合、委員の数が多ことから、いかなる発言がどの委員によるものなのかを特定することは容易ではない。また、その構成員は特定の地域の医師に限定されていないことから、直接的な抗議や誹謗中傷にさらされる

可能性が高いとまではいえない。それに対し、生駒市予防接種健康被害調査委員会は、委員の数が5名、しかも1名は生駒市の職員であることから医師は4名である（委員名は委員長並びにA委員、B委員、C委員及びD委員と記載されている。）。さらには各委員の役職名及び氏名も生駒市の情報公開請求制度によって開示されていることから、たとえ各発言につきその発言者名が議事録に具体的に記載されていないとしても、発言内容をすべて開示すれば、いかなる発言がどの委員によるものかを特定し得ることになり、結果として各委員の発言につき、その委員名とともにその発言の内容をも開示するのと同様の状況を生む可能性がある。また、発言者の特定に至った場合に、奈良県下の医師である生駒市予防接種健康被害調査委員会の場合は、厚生労働省分科会の委員と比較すると直接的な抗議や誹謗中傷にさらされる可能性が高い。そうすると、上記（2）で述べたとおり、生駒市予防接種健康被害調査委員会の各委員が、開示を受けた者から受忍限度を超える不満や抗議等の声を受けることや、SNS等を介して誹謗中傷にさらされることを危惧し、率直な発言を躊躇し、その結果、適切な調査・審議ができなくなるおそれがあるため、各委員の発言内容は個人情報保護法第78条第1項第6号に定める不開示情報に当たると解するのが相当である。

（4）個人情報保護法に基づく自己情報の開示は、審査請求人の個別の事情ないし意向を考慮することなく、法律に基づき、広く一般的ないし統一的にされなければならない。そうすると、今後、本件行政文書に記録されている情報と同様のそれを開示すると、開示を受けた者の中には、開示された情報について委員に対して受忍限度を超える抗議等を行い、あるいはSNS等を介して委員を誹謗中傷する等の行為をする者が現れることが否定できない。

2 結論

以上のことから、本件審査請求を棄却する。

令和7年3月18日

審査長 生駒市長 小紫 雅史

（教示）

1 この判決については、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、生駒市を被告として（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となります。）、判決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この判決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、判決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、生駒市を被告として（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、判決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても判決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。